

事務事業評価資料

施策名	少子対策の推進		所管部局課名	健康福祉部こども局児童課					
事業名	病児・病後児保育推進事業		担当者電話番号	こども園係 078-362-3215					
事業目的	保育所入所児童等が発病した場合に、預けることのできる病児・病後児保育施設の運営に要する経費を助成することによって、働きながら安心して子育てのできる環境を整備する								
事業内容	病児・病後児保育施設の運営費を助成 補助対象者：病児・病後児保育を実施する保育所、医療機関等 補助対象経費：病児・病後児保育施設の運営費の一部 負担割合：国1/3・県1/3・市町1/3			事業開始年度	平成19年度				
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額			
	事業費	(29,410 千円) 58,819 千円		(32,247 千円) 64,494 千円		(20,458 千円) 40,915 千円			
	人件費	847 千円	従事人員 0.1人	836 千円	従事人員 0.1人	820 千円 従事人員 0.1人			
	総コスト (+)	59,666 千円	従事人員 0.1人	65,330 千円	従事人員 0.1人	41,735 千円 従事人員 0.1人			
事業の目標	ニーズのある全市町で病児・病後児保育事業を実施する。			[目標設定理由] 仕事と育児の両立を目指す全ての県民が事業を活用できるようにするため。					
目標の達成度を示す指標	指標名 施設設置市町数 (政令市・中核市は除く)	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H20	H21	H22
		37市町	25年度	1 3 市町 (4,590 千円)	1 2 市町 尼崎市が中核市となったため (5,444 千円)	1 4 市町 (2,981 千円)	35.1%	32.4%	43.2%
評価結果	必要性	・子どもが病気になると、完治するまで保育所等に登園させることができないため、仕事と育児の両立に大きな負担となることから、病児を保育する体制整備が必要である。							
	有効性	・病児・病後児保育の利用を希望する県民のニーズが高く、今後ニーズがある、事業未実施の市町を中心に、積極的に事業実施を推進していく必要がある。							
	効率性	・実施園の子どものみを対象とする自園型より、全ての子どもを対象とする医療機関型(病児対応)、保育所等オープン型(病後児対応)の方が効率的に実施できることから、21年度より医療機関型及び保育所等オープン型に限り補助することとし、効率的に実施している。 ・21年度より、『基本分+年間利用児童数による加算分』により補助額を決定することとなり、費用対効果が明確になった。							
	民間・市町との役割分担	・保育対策等促進事業費補助金交付要綱(厚生労働省事務次官通知)により、国・県・市町が1/3ずつ経費を負担することとなっている。							
	受益と負担の適正化	・事業費全体の1/2を公費負担、1/2を利用者負担としており、受益と負担の適正化が図られている。							
方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他			
説明	仕事と家庭の両立に大きく寄与する事業であり、引き続き事業を継続する。								